

## 会議録

会議の名称	行財政改革推進委員会 平成16年度 第1回
開催日時	16年7月9日 13時15分から2時20分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	保谷市長 柴田助役 横道委員長 西川副委員長 浅尾委員 今尾委員 宇賀神委員 笠間委員 加藤委員 高坂委員 事務局：加藤企画部長 池田財政課長 高根企画課長 下鳥企画部主幹 飯島課長補佐 伊佐美主査 山野上主事
議題	1 委嘱状交付 2 委員等自己紹介 3 委員長及び副委員長の選出 4 委員会の運営方法等について 5 諮問 6 今後のスケジュールについて 7 その他
会議資料の名称	行財政改革推進委員会条例.....資料1 行財政改革推進本部要綱.....資料2 行財政改革推進体系図.....資料3 委員会名簿.....資料4 事務局名簿.....資料5 本部名簿.....資料6 市民参加条例逐条解説.....資料7 行財政改革推進委員会会議傍聴要領.....資料8 委員会スケジュール表(案).....資料9 市民マップ(平成15年度版).....資料10 組織図(平成16年4月1日現在).....資料11 多摩地域データブック(平成15年版).....資料12 西東京市の概況(平成16年度版).....資料13 地域生活環境指標.....資料14 行財政改革大綱.....資料15 答申「高質のシティライフをめざして」.....資料16 答申「1,000人体制をめざして」.....資料17 行財政改革推進のための指針(平成9年11月自治事務次官通知)...資料18 基本構想・基本計画.....資料19 基本構想・基本計画(実施計画 平成16~18年度).....資料20 新市建設計画(改訂版).....資料21

記録方法	全文記録	発言者の発言内容ごとの要点記録	会議内容の要点記録
会議内容			
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>《開会。委員長が選出されるまで市長の議事進行による。》</p> <p>保谷市長：（あいさつ） 西東京市は合併をして誕生いたしましたして4年目に入っております。西東京市はこの合併を「究極の行財政改革」と位置づけて誕生しました。新市誕生後、直ちに行財政改革の取組みについて検討を重ねまして、平成14年7月に行財政改革大綱を策定し、健全で安定した行財政運営の確保、市民サービスの向上などに努めてきました。 三位一体の改革などの動向に留意しつつ、さらなる市民サービスの向上や行財政改革を進めるため、第2次行財政改革大綱を策定させていただいて、引き続き積極的な取り組みを行っていく考えです。 昨今の自治体は、自治体の主体性といえますか自己責任を根本とした施策展開が求められており、そういう意味では行財政改革というのは非常に重要な位置付けになります。委員の皆様のご豊富な知識と経験に基づくご意見をいただき、第2次行財政改革大綱を策定してまいりたいと思います。</p> <p>柴田助役：（あいさつ） 助役の柴田です。西東京市を取り巻く行財政環境は大変厳しいものがございます。17年度以降につきましても、皆様のご審議の結果を踏まえ、行財政改革により一層積極的に取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p><b>委嘱等</b></p> <p><u>1 委嘱状交付</u> 《市長から各委員に委嘱状交付》</p> <p><u>2 委員等自己紹介</u></p> <p>浅尾委員： 労働政策研究・研修機構の統括研究員の浅尾です。労使関係の研究をやっていますが、ベースが経営学ですので、経営学の視点を活かしていけたらと考えております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>笠間委員： シチズン時計の笠間です。私どもの会社は田無が主要な事業所で、本社もちょうど西東京市が発足した直後に新宿から移り、田無でシチズングループ全体を統括しております。シチズン時計としましても構造改革ということでリストラ等やってきましたので、</p>			

そういう経験を行財政改革に活かして少しでもお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

加藤委員：

公認会計士の加藤うたみです。私は主に企業の監査や税務に携わる一方、公会計にも携わっており、公会計支援協会に属しております。いろいろな意味で効率的な経営の視点でお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

高坂委員：

日本総合研究所の高坂です。調査部で研究活動に携わっております。弊社は自治体からの委託でコンサルテーションなどもしておりますが、私はもう少し基礎的な研究をしております。西東京市は全国に先駆けて、特に東京では珍しく市町村合併されたということで、私はむしろいろいろなことを教えて頂きたいと思って参加させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

横道委員：

政策研究大学院大学の横道です。専門は地方行政・地方自治論です。合併協議会の委員も務めさせていただきました。研究者の立場と市民という立場で委員として参加させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今尾委員：

一般公募で委員になりました今尾です。西東京市在住三十数年になります。建設会社を定年退職後、昨年からは嘱託で情報サービス会社に入っています。建設会社で前半は建築の設計の仕事をやっておりましたが、後半は情報システム、IT化をやっておりました。財政再建、コスト削減に興味があり応募しました。IT化するだけで効果が上がるのではなくて、IT化の前に仕事の整理をすることで、コストが削減されるものです。よろしくお願いいたします。

宇賀神委員：

芝久保町在住の宇賀神一雄と申します。この西東京市田無地区在住40年です。貿易商社マンとして37年勤めました。現在は翻訳・通訳の派遣業の社長顧問をしております。行政との関わりは公民館の運営審議会委員を1年ほどやり、昨年は都市計画マスタープランの市民懇談会に参加しておりました。60歳になってから放送大学に入り、現在まで地方自治学、都市経営、高齢者福祉論などを勉強しています。ふるさとづくりに何かしたいというキーワードでこの行政改革をやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

西川委員：

市民公募の西川義昌です。ひばりが丘在住40年です。私は衆議院の法制局に30年間在籍し、議員立法に携わっていました。定年前には環境委員会の調査室に3年ほど在籍しておりました。その後ある女子短大の法律の非常勤講師を6年間いたしました。環境への関心から、西東京市環境審議会の市民委員を約2年務めました。行財政改革は、ある意味ではまちづくりの総合計画と表裏一体とっており、陰の力になればと思います。

よろしく申し上げます。

《企画部長以下事務局の自己紹介》

## 議題等

### 1 委員長及び副委員長選出

《笠間委員が横道委員を推薦し、異議がないため横道委員が委員長に決定》

《議事進行役を市長から委員長に交代》

《笠間委員から副委員長選出につき委員長に一任の提案があり、異議がないため委員長が副委員長に西川委員を提案。この提案についても異議なく、西川委員が副委員長に決定》

### 2 委員会の運営方法等について

#### (1) 委員会の位置づけについて

事務局：

資料1 西東京市行財政改革推進委員会条例に委員会の目的、所掌事項が規定されています。まず設置の目的は、「西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現すること（第1条）」です。

所掌事項は、「市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について調査審議すること。市長から行財政改革の進捗状況について報告を受け、必要な助言を行うこと（第2条）」です。

行財政改革の推進体制と委員会の位置付けについてですが、この委員会は、市長から大綱策定に当たっての基本方針について諮問を受け、それに対する答申をするという関係にあります。また、西東京市行財政改革推進本部は市長を本部長として各部長で構成する庁内の行革推進組織です。委員会からは必要に応じ、本部に対して調査・検討依頼などをすることができる関係にあります。さらに、行革本部の下部組織として、補助制度、公共施設適正配置、ワンストップサービス、行政評価制度の各テーマについて庁内で検討を行う部会があります。

《事務局の説明に対し特に質疑なし》

#### (2) 会議の公開について

事務局：

市民参加条例は、市民の意向を反映させていく仕組みとして、平成14年10月に制定したものです。この条例の第8条で附属機関の会議公開の原則を定めております。第1項には「実施機関は、附属機関等の会議を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開す

ることにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りではない。」と規定されています。この行革推進委員会につきましても、会議の運営に支障の生じない範囲において、原則的に会議公開の方針でお願いしたいと事務局は考えています。

《事務局の説明に対し特に異議なし。西東京市市民参加条例第8条により、不開示情報を審議する場合と委員会において円滑な審議に支障があるとして非公開と決議する場合以外は、原則公開ということに決定》

### (3) 傍聴について

事務局：

西東京市行財政改革推進委員会会議傍聴要領に傍聴について定めがあります。傍聴人の定員については、「会場の広さ等を勘案して委員長がその都度定めること(第2条)」と定めがあるほか、第3条以降、傍聴の手続、傍聴席に入ることができない者、傍聴の際に守るべき事項、職員の指示等について定めています。また第7条は、会議を公開しない決定があったときには、傍聴人には退場してもらうことを規定しています。

この現行の傍聴要領は、平成13年に前の委員会が定めたものですが、内容について何か見直すべき箇所がある場合は、ご意見を頂戴してこの要領を改正して対応したいと考えています。

会議の開催については、事前に市報あるいはホームページで会議の日程をお知らせします。傍聴の実績としては、だいたい1人、2人は傍聴人がおりました。前回の委員会においては補助金に関する審議など内容によっては非公開でしたが、それ以外は公開しておりました。

横道委員長：

会議が公開ですから、傍聴させないというわけにはいきません。ただ会場の都合により傍聴人がたくさん来られても会議が円滑にできないおそれがありますので、その都度傍聴人の人数を会場の関係で制限させていただいて、あとは基本的に要領に従って進めていきたいと思います。

《委員長の意見に異議がなく、そのように決定》

### (4) 会議録について

事務局：

会議を開催した場合は会議録を作成し、これを公表することで委員会における検討の結果を明らかにして、市政情報に関する情報公開を推進することとしています。会議録の作成方法については、市民参加条例施行規則において具体的な手法について定めています。施行規則第4条に会議録作成の基本方針が出ていますが、会議録につきましては、3つの作成方法の中から会議内容等に応じて、適切な方法を選択することになっていますので、この選択につきまして委員会にお諮りします。具体的には、(1)全文記録、(2)発言者の発言内容ごとの要点記録、(3)会議内容の要点記録の3つです。

笠間委員：

全文記録というのはどういうものですか。

事務局：

全文記録は文字どおり、会話のまま全文を記録します。それから(2)の発言者ごとの記録の方法を選択した場合、発言者を記録するというのが原則ですが、意思決定の中立性や率直な意見交換のために、名前を出すことが適切でないという場合は、出席委員の過半数でもって名前を伏せるということができます。

笠間委員：

例えば要点記録をやった場合に、この要点が発言者の意図と少し違うような内容でまとめられる可能性も考えられますが、それに対する防止策はありますか。

事務局：

公開される前の段階で皆様にお示しし、訂正が必要な箇所がありましたら訂正をし、委員会全体として確認したものを最終的に正式な記録として公開します。

西川副委員長：

(3)の「会議内容の要点記録」は、要するに客観的な会議全体の結論が出されるだけで個人名は出ないということですか。

事務局：

個人名は出ません。

西川副委員長：

(2)の「発言者の発言内容ごとの要点記録」は、個人名を公開するものの、ケースによっては例えばA、B、Cというように匿名にするということですか。今回は全文記録ですか。

事務局：

今回は(2)の「発言者の発言内容ごとの要点記録」です。

横道委員長：

個人的には、全文記録はあまりに大変で無駄が多いと思いますが、(3)の会議全体の会議内容の要点記録ではあまりに簡単過ぎではないかと思います。そうしますと(2)のそれぞれの発言者の要点記録というのが適当かなと思うんですが、ただその際には西川副委員長が言われましたように、この会議の内容で全部個人名を出すのがいいのか、A委員、B委員といった匿名というやり方がいいのか、その決め方かと思います。

宇賀神委員：

私、前回の委員会の会議録をホームページで全部読みました。大事な市長の諮問会議ですし、個人名が出てもいいかと思います。事前に本人に直させて、ニュアンスの違うときは調整をするということですから、発言内容ごとの要点記録でよろしいのではないかと思います。市民の立場で会議録を見てみると、やはり皆さんそれぞれの責任があり、立場が違うでしょうから、各委員の考え方がよくわかりました。この推進委員会ではAだBだというのはちょっとそぐわないという気がします。

西川副委員長：

私も今の宇賀神さんと同じ意見ですけど、仮にABCと個人名を出さない場合、それを決めるのは事前なのか事後なのかどうでしょう。会議が終わってから今日の会議は非常に重要な問題だから個人名は出すとするのか、あるいは会議の前に決定するのでしょうか。

事務局：

実はそういった実例がなくて、だいたい事前に名前を出すか、若しくは略称にさせていただくか決めておくことが多いものです。規定上は、委員会の中でそのように決定していただくのであれば、そういう対応は可能かと思います。

西川副委員長：

もう1点確認しておきたいんですけど、以前は非公開になったことはありませんか。また、会議自体が非公開だから会議録は公開しないということは問題ありませんか。

事務局：

非公開の実績はあります。会議自体が非公開の場合については、記録は取りますけどその会議録は非公開になります。

宇賀神委員：

公開条例か何かに抵触しませんか。

事務局：

情報公開条例の中で非公開とすることができると規定された事項についてご審議いただいた場合には、委員会の承認をいただいた上で、会議自体を非公開、会議録も非公開とさせていただいております。通常審議は基本的に公開という形で考えております。

笠間委員：

会議を非公開にするのはどういう場合が考えられますか。

事務局：

前回の委員会の中では補助金の取扱いに関する事項だけでした。補助金の見直しを進めていく中で、委員会には1事業ごとに補助金の審査に近い形でお願いしました。審査の結果等が事前に外に出ることで、公平性に欠けるおそれが考えられますし、あるいは関係団体がこの審議会に傍聴に来られて何らかの働きかけをする等により、公平な審議に著しく妨げが起こればと考えられましたので、委員会に諮って事前に非公開と決定して、3回か4回、非公開で行ったことがあります。

横道委員長：

特に個別の問題に関わってくればくるほど、その関係者あるいは関係団体を意識した意見しか出てこなくて、率直な意見交換ができない。だからその場合は非公開で対応していく必要があるでしょう。

西川副委員長：

(2)の方法でA B Cとする場合に、それは非公開ではないわけですね。だからここに来ておられる傍聴者は、誰が発言したかというのはわかっているけれども、それをオープンに情報公開で文書になって出る場合には、A B Cということで固有名詞は出ないということですね。

笠間委員：

会議録を開示するタイミングはどのようになりますか。

横道委員長：

それはできるだけ早いほうがいいと思います。

事務局：

前のケースですと、会議録を作成次第、各委員にメールなりあるいはファックス、郵便等で会議録を送らせていただいて、各委員の皆様から個別に添削いただいたものをお持ちいただいて、次の回の委員会までに整理を行わせていただいて、次の委員会の段階で皆さんからご承認いただいたものを公開すると。タイミング的に1ヶ月遅れくらいで公開させていただきました。皆さんの発言の趣旨の確認がございますから、そういったサイクルにならざるを得ないかなと思います。

横道委員長：

お名前を出さずにA B Cでよろしいですか。

笠間委員：

A B Cじゃなくてお名前出していいかと思います。

宇賀神委員：

西川さんがおっしゃったように、内容によって非公開ということが前回もございましたよね。例えば議員の定数の問題だとか。それは結局、市長から諮問を受けている内容でないってことですよね。

横道委員長：

(2)の発言者ごとの要点記録ということにして、発言された方の名前をお出しすることにして、内容によっては随時、会議自体を非公開として扱うことでよろしいでしょうか。

ではそのように決定いたします。

### 3 諮問

《諮問書を読み上げ委員長に手交》



#### 4 今後のスケジュールについて

事務局：

本日以降、年度内に合計8回の会議を予定しております。来日以降、月1回のペースでご審議をいただきまして、最終回の3月末に答申をいただくというスケジュールを想定しております。

各回の内容としましては、次回と第3回では、現在取り組んでおります第1次行革の進捗状況についてのご報告や市の概況のご説明を予定しております。この2回の中で、重点的に取り組むべきテーマ・分野というものが絞られてくるかと思しますので、第4回以降につきましては、各回のテーマをある程度絞った形で設定し、重点分野別にご審議をいただくように考えております。

また、会議の開催時期は、毎回の会議の中で、次の次の回、つまり2ヶ月先の開催日時を事務局からお諮りしまして、日程調整をさせていただきたいと思っております。

《委員会の年間日程については特に異議なし》

#### 5 その他

(1) 資料紹介

《委員会配布資料について、簡略に紹介》

(2) 日程調整

《以下のとおり日程を決定した。》

第2回 8月24日(火) 午前10時から

第3回 9月29日(水) 午前10時から》

《閉会》